

保健福祉・協働委員会委員長報告

保健福祉・協働委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、甲第141号議案 令和6年度岡山市一般会計補正予算（第3号）、ほか3件の議案についてであります。

これらの審査に当たりましては、当局の説明を聴取し、慎重に審査いたしました結果、甲第141号議案 令和6年度岡山市一般会計補正予算（第3号）については、全会一致で、その他の議案については、一部の委員からの反対があり賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程で特に議論となりました、甲第141号議案 令和6年度岡山市一般会計補正予算（第3号）についてのうち、第3表債務負担行為補正中、生活保護システムに係る標準化準拠システム構築・運用保守業務委託について、ご報告いたします。

これは、国の方針に準拠し、令和7年度中に生活保護システムを標準準拠システムに移行させるとともに、令和13年3月末までのシステム運用保守を行うため、令和6年度から令和12年度までの債務負担行為補正を行うものです。

委員から、システム移行により、運用等はどのようになるのか、またセキュリティはどうか、との質問があり、当局から、標準準拠システムへの移行後も福祉事務所に配備している端末を操作する状況は変わらないが、

その端末から岡山市のネットワークを介して、ガバメントクラウドに構築された生活保護システムを操作することとなる。福祉事務所の端末からクラウドまで一対一で接続する専用回線となっており、インターネットから隔離されているため、セキュリティは確保されている、との答弁がありました。

次に、委員から、事業費決定にあたり R F I において、1 社のみでの情報提供だったとのことだが、受注業者の独占状態にならないように公平性をどのように担保していくのか、との質問があり、当局から、業者選定にあたっては一般競争入札を予定しており、広く事業者の参加を求めることにより、行政の競争性や公平性を担保する、との答弁がありました。

以上、本委員会における議論をご報告いたしました。このほかにも審査の過程で、さまざまな意見や要望が出されました。当局におかれましては、それらの意見や要望に十分留意され、事務事業の執行に当たられますよう申し添え、保健福祉・協働委員会の報告を終わらせていただきます。